

～ 中小企業信用保険法第2条第5項第5号（ロ）①、②、③の認定を申請される方へ～

【対象中小企業者】

次の(1)から(4)のすべてに該当する中小企業者

- (1)信用保証の対象となる業種に属する事業を行っていること
- (2)原油等の月平均購入価格が、最近1ヶ月間の価格と前年同期価格の上昇率が20%以上であること
- (3)原油等が売上原価に占める割合が20%以上であること
- (4)原油及び石油製品の価格の上昇にもかかわらず、製品単価に転嫁できないため、最近3ヶ月間の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が、前年同期の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合を上回っていること

【提出書類一式】

次の「提出書類一式」は、すべて提出していただきます。控えが必要な場合はご自身で写しを取ってから申請してください。

認定申請書…2枚（5号（ロ）①、②、③の中から該当するもの）

（1枚は市に提出、1枚は認定書として交付。すべて記名・実印押印のこと）

※日付は提出日をご記入ください。

(申請書ロー①、②、③の添付書類)

※認定申請書に該当する（申請書ロー①、②、③の添付書類）のいずれかをご提出ください。

※実印押印のこと。認定申請書や（申請書ロー①、②、③の添付資料）に記載された数字について確認しますので、その客観的根拠（売上台帳、試算表、仕入帳など）となる資料をご用意ください。客観的根拠がなければ認定を行うことができません。

最近1ヶ月間及び前年同期1ヶ月間の原油等の平均仕入単価を確認できる資料

（領収証、納品書の写し、仕入価格・数量が記載されている請求書等）

最新の売上原価の総額と原油等の仕入総額を確認できる資料（月別残高試算表、領収証、納品書の写し等）

最近3ヶ月及び前年同期3ヶ月の月ごとの原油等の月平均仕入価格及び月平均売上高

（客観的根拠となる資料をご用意ください）

印鑑証明書^{の写し}…発行日から3ヶ月以内のもの

直近の決算報告書の写し（法人の場合）…貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業概況説明書

直近の確定申告書の写し（個人事業者の場合）…第一表、決算書、及び事業所所在地が確認できるもの

履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）…発行日から3ヶ月以内のもの（本店登記地が四日市市内であることが必要です。）

許認可証等の写し（許認可が必要な業種の場合、すべての許認可証等の写し）

※業種の確認をするために会社案内等、業種や事業内容が具体的にわかる資料をご用意ください。

委任状

代理人が申請する場合は必要です。代理人の連絡先を確認できるもの（名刺等）をご用意ください。

※金融機関などが代理人の場合には受任者の欄に金融機関の本・支店長の署名捺印をしてください。

【認定窓口】

四日市市商工農水部産業労政課 電話：059-354-8175 FAX：059-354-8307

（四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所7階）

※法人の場合は本店登記地、個人事業者の場合は主たる事業所の所在地（住民登録地ではありません）が四日市市でない場合、本店登記地または主たる事業所の所在地の市区町村において認定手続を行ってください。

*** 申請にあたっては以下の点について、あらかじめご了承ください***

本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。